慈恩大師基の無表色解釈

大谷由香

序

無表業（avijñapti）とは、その原義は「知らせないこと（もの）」であり、外面に表示されない行為を指す。業の余勢ともいうべき存在であり、たとえば殺人を犯し、それが原因となって将来地獄に堕ちるとすれば、そこに原因と結果をつなぐ目に見えない無表業があるという。[1] 古く説一切有部がこれを大種所造の性として色蘊中に分類し、無見無対の実色であるとして無表色と呼んだことより以後、各学派によってその有無、教学的所摂などが論争されたことが『阿毘達磨倶舎論』等によって知られる。

唯識学派においても『瑜伽師地論』『顕揚聖教論』『大乗阿毘達磨雑集論』等の諸論書中にて所々に論じられるものの、これら唯識学派の論書にみられる無表色の論究は、小乗部派の組織的論究に比べると極めて散漫であり、その全体像を摑むことは難しい。

これを基調として、唯識教学における無表色の理論を構築したのはまさしく慈恩大師基（六三二―六八二）であるといってよいであろう。彼は『成唯識論』にみられる唯識学派による部派の表無表説批判を発展させ、[2]『大乗法苑義林章』中「表無表色章」に体系立ててこれを詳述している。

日本南都仏教においては、本書「表無表色章」によって無表色の研究が盛んに行われており、結城令聞氏によれば南都の学匠の手による注釈書は三十一にも及ぶ[3]とされている。

さて本書の内容は、以下の通り十門に分かれているが、

一、弁名　……表業・無表業の名を弁ずる。
二、出体　……表業・無表業の体について説く。
三、仮実分別……表業・無表業の体の仮実について説く。
四、具支多少……七衆それぞれの受ける戒と律とを説く。
五、得捨分斉……戒を得する縁と時節、またその戒を捨する相と縁を説く。
六、依地有無……表業・無表業の依地について説く。
七、四大造性……三界の三律儀業（別解脱律儀業・静慮律儀業・無

漏律儀業）の表業・無表業はすべて所防の身語によって仮に色と名づけられるが、これらはすべて欲界の所防造悪の身語を造する四大の所造であると説く。

八、応成差別……七衆それぞれの戒を受ける者の資質とそれを授ける師について説く。

九、先後得捨……沙弥から比丘になったときなどの戒を受ける順序、また捨戒する際の順序について説く。

十、釈諸妨難……以上論じてきたことに対する難を解決する。

その内容をみた限り、本書が基の受戒思想について述べられたものであることがわかる。そうであるならば、彼の「無表色」解釈が、広く行為に付随する「業の余勢」というような一般的な解釈であるとは考えにくい。

本稿の目的は、本書によって基の表色・無表色理論を整理し、それによって彼の「無表色」の解釈を明らかにする点にある。この作業は南都仏教において無表色がどのような目的の下に研究されたのかを知る上で有意義であろうと考える。

一　『義林章』「表無表色章」にみられる基の表色解釈

基は第一弁名門の中を列名と釈名の二つに分類する。まず列名では各々の名を列し、釈名ではその各々の名を六合釈を用いて解釈し、定義づけてゆくという形をとる。その列名中、まずは表色について、のちに無表色についてが説明される。

まず表色については、『瑜伽師地論』巻五十三を根拠として、小乗においては身・語・意の三業すべてに表業を認めているとするが、唯識大乗においては身・語の二業のみに表業を認めるとするが、唯識大乗においては身・語・意の三業すべてに表業を認めていると説く。

> 表色有レ二。一身表業。二語表業。此通二三乗一。若大乗説二有義一表業亦有二三種一。更加二意表一。『瑜伽論』第五十三説。「若有下不レ欲レ表二示於他一。唯自起レ心。内意思択不レ説レ語言一。但発中善染汚無記法現行意表業上。」故有二意表一。（『大正大蔵経』四五　二九九頁上）

釈名での説明によれば、この「表」とはすなわち表示の義である。すなわち「自らの内心を表し、他に示す」ことから表と名づけられている。

> 表謂表示。表二自内心一示二於他一故。（『大正大蔵経』巻四五　三〇〇頁上）

このような義に基づけば、身語二業のように他に表示することのない意業は表業とはなりえない。そこで基は意表業については

> 与レ意相応。作二動於意一。名為二意表一及名二意業一。皆隣近釈。若云二意表即業一。乃持業釈。（『大正大蔵経』四五　三〇〇頁中）

として「意と相応する思」、「意において作動する思」を意表もしく

は意業と名づけるという。これを隣近に釈して意表業とするか、もしくは意が表するということは即ち業であるということより、持業に釈して意表業とするのであるという。しかしこれではどうして「表」というのか解し難い。ここで基撰『瑜伽師地論略纂』に目を向ければ、

> 如二身語二種一。表二示於他一。意唯自表。如レ發二身語業一時。必有二意表一以為二方便一。自意表二知我作一如レ是事一。即前表知後作二此事一。意倶表業名二意表業一。（『大正大蔵経』巻四三 一八五頁中）

とあり、基が意表業については「表示」の義ではなく「表知」の義より「表」と名づけていることがわかる。

つぎに出体門よりこれら三表業の体を論じれば、以下のようになるという。

> 仮身表業。以二色処中表色一為レ性。仮語表業以レ声為レ体。『成業論』『瑜伽』等説「有二三種思一。一審慮思。将レ発二身語一先審慮故。二決定思。起二決定心一将レ欲レ作故。三動発勝思。正発二身語一動作於事一。」④身・語二表業一唯取二現行第三動発善・不善思一以為二自体一。意表以二前思一為レ体。（『大正大蔵経』四五 三〇〇頁下―三〇一頁上）

これによれば身表業の体は表色であり、語表業の体は音声である。すなわち眼根の対境である色境を顕色と形色と表色とに分ける中のその表色をもって身表業の体とし、耳根の対境である聲をもって語表業の体とするのである。これらは五境の中の色境と聲境とに摂せられるから、いずれも色法である。ただ意業のみは体は思であるとされるため、色に摂せられない。またこれら身・語の二表業は、仮に色とするのであって、その実体は『成業論』等に説かれる三思のうちの第三動発勝思であるとする。そして意表業については前二思、すなわち審慮思と決定思を体とすると説明している。（図①参照）

【図① 基の業説Ⅰ】

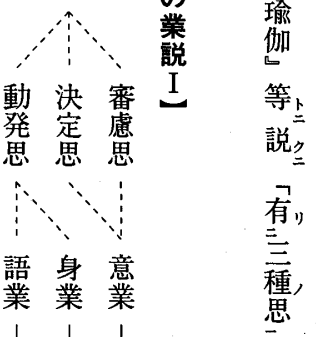

業の体を「思」の上に説くのは、経量部説も同様である。説一切有部は業を思業と思已業とに分類し、そのうちの思業とは意業であ

り、思已業は身・語業であるとする。またこのうち身表業の体は形色であり、語表業の体は言聲（即ち言を体とする聲）であるとしていずれも色法に摂入する。そして意業の体は思であるとする。（図②参照）

【図② 説一切有部の業説】

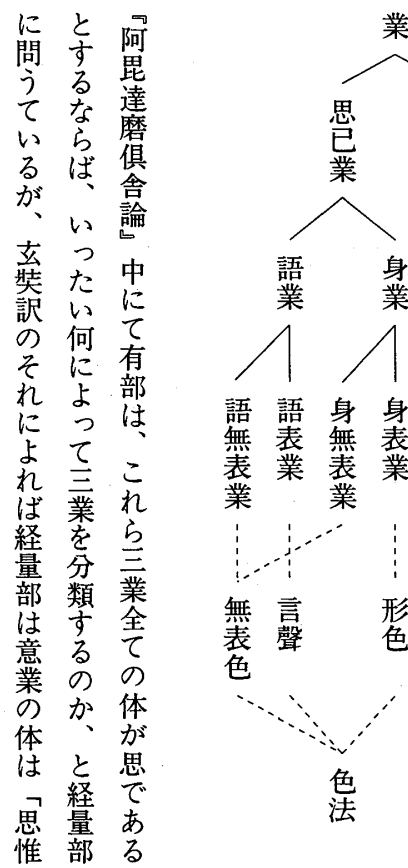

『阿毘達磨倶舎論』中にて有部は、これら三業全ての体が思であるとするならば、いったい何によって三業を分類するのか、と経量部に問うているが、玄奘訳のそれによれば経量部は意業の体は「思惟の思」であり、身語業の体は「作事の思」であるとしている。玄奘のいう「思惟の思」はそのすぐ後にあらわれる「審決勝思」とみられ、同様に「作事の思」は「動発勝思」と考えられる。[5] また『成業論』には世親によって経量部の説が述べられているが、それによっても「思及び思已業」を説く経説と三思とを関係させて、三思のうち審慮思と決定思とは思で、動発思は思已業であるという。[6] つまり「思惟の思」である審慮思と決定思とは（恐らく意業であって、それはまた）思業であり、「作事の思」である動発思は身業・語業であって、それは又思已業である、ということになる。[7]（図③参照）

【図③ 経量部の業説】

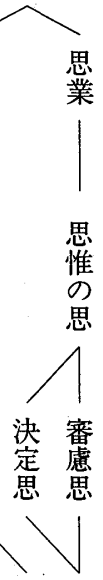

基の説く表業説はこれら有部説と経部説を外面的には折衷した形で構成されていることがわかる。すなわち基は、仮には有部説を採用して身語二表業の体は色法であるとし、また実には身語意三業の体は全て思であるとした上で、経部説を採用して思を三思に分類して三業を差別する。もちろん有部の場合は表色を実色とみるのであるし、経部の場合は業の体を思とみるとはいっても、色心互熏説を主軸とするのであるから、阿頼耶識所熏による唯識の思心所種子説とは立論の内容的構成に大きな相違のあることはいうまでもない。しかし外面的形式的な面からみれば、基の表色説は有部説と経部説の併合で形成されているといってよいであろう。

話を『義林章』に戻せば、基は以上のように三表業について説いた後、それらに付随する無表業について言及する。彼の表色説は形式的には有部のものを継承しているので、身語二表業の発する無表

業に関してはその有無を論ずる必要もない。しかし意の表業については、その表業が無表業を発するか否かという点について明らかにする必要が出てくる。基は意表業の発する無表業の有無について、以下のように三師の説を紹介している。

①善の意の表業だけが、無表業を発するという説

其此意表発ニ無表一者。唯是善性ノミ。菩薩亦成。唯有ニ三支一依ニ業道一故。除ニ染・無記一。業増上者便発ニ無表一。余則不レ然。（『大正大蔵経』四五　二九九頁上）

すなわち菩薩は小乗とは異なって十善業（不殺生・不偸盗・不邪淫・不妄語・不両舌・不悪口・不綺語・不貪欲・不瞋恚・不邪見）のうちの後の三支も戒として受ける。業は増上すれば無表を発するから、善の意表業にも無表はあるという説である。

②善・不善どちらの意の表業も無表業を発するという説

有義不善亦有ニ無表一。十悪業道極重　方成ニ後三意表亦発ニ無表一。理有ニ何失一。百行所摂倶名ニ律儀一。翻レ此乃是不律儀性。故知意ニ亦発ニ無表一。何容下発ニ身・語一思種名ニ無表上。独意猛思　不レ名ニ無表一。故知三表皆有ニ無表一。三罰業中意罰重　故。（中略）意有ニ無表一通ニ善・不善一。非ニ一無記一。然意無表非ニ是色性一。不レ発ニ現行身・語色一故。発ニ身・語一者即彼摂故。（『大正大蔵経』四五　二九九頁上―中）

すなわち十善業を持する期間を十に分類した百行は、すべて律儀業とされる。これを翻ずれば不律儀業である。この十悪業道は極めて重いから、このうちの後の三支も無表業を発するという説である。またこの意の無表業は色を発することがないから、色性ではないとする。

③ただ意には表業のみがあって無表業を発することはないという説

有義意表　総教雖レ然。不レ見ニ別文説一レ有ニ無表一。発ニ身・語一思外彰最猛。熏レ種増上　可レ発ニ無表一。意思内発唯自表知　非ニ最増猛一。雖レ熏ニ種子一非ニ用倍増一。故唯身・語方有ニ無表一。（『大正大蔵経』四五　二九九頁中）

すなわち第三師は、①意表についてはすべての教えにしかりといっているが、特別に文に無表有りと説かれたものは見られない。②身語を発する思は外に彰われるときに最猛となるのであって、そのときに種子を熏習する用が増上となる、このため無表を発することができるのである。意の思は内に発り、ただ自らに表知するのみであって、外に彰われて最増猛となることはない。種子を熏じるとはいっても、その用は倍増することはないので、無表を発することはない、という二点より意の表業は無表業を発することはないと主張する。

この論争においては、思のみを体とする意表業が色を発せず、色性に摂せられないということに重点がおかれている。つまり身語と

いう色を発する動発思こそが、色を発するために種子を熏ずる用が最猛であって、これによって無表業（無表色）を発すると考えられるが、しかし三業ともに思を体とする以上、動発思と同じく、審慮思・決定思も無表業を発するとも考えられることから、論争がなされているのである。

有部においては、意業は外に表示して色を造ることがないために、意表業とは成りえないとし、またそのために当然表業に伴う無表業も認めることはなかった。また経部においては無表という実体を認めることはない。ここに二説を折衷して形成された基の表色説の、論理的矛盾をみることができるのである。

現流の『義林章』においては、以上のような三師の説を紹介した後、結論として基は以下のように第三の説を正義としている。

此三説内。最後為正。外彰身語令他表知有増猛故

（『大正大蔵経』四五　二九九頁下）

さて『義林章』にはこの結論の部分を「此三説内。任意為用。」とする異本があったことが慧沼・智周の著によって知られる。すなわち慧沼は、『成唯識論了義灯』中において「法苑二説云「任意為用。」」（『大正新修大蔵経』巻四三　六九七頁中）といい、また智周も『法苑義林章決択記』において「問今三説中何者為勝。答雖言「任用」拠実許『論』意発無表勝」（『新纂大日本続蔵経』巻五五　一九三頁上）としている。結局のところ基は意の無表業については無しといい、または正義を明らかにしないという立場をとっているということがわかる。結城令聞氏は、これを「慈恩の思想的変化を跡づけるものである」と解されている。[8]

以上のことを踏まえて基の表色説を現流の『義林章』によって図示すると、以下のようになるであろう。（図④参照）

【図④　基の業説II】



二　『義林章』「表無表色章」にみられる基の無表色解釈

以上のように基は表色を説明する中で表業と無表業に関する概論を説明し、後にやっと無表色の各論にうつる。基は無表色を説くにあたって「無表色中略有三類。一律儀無表。二不律儀無表。」云々といい、突然「律儀」の名をあらわす。先に釈名によって語を解説すれば、「律儀」とは「律は謂く法式、儀は謂く軌範なり」とされている。[9] また「不律儀」とは無明など「法則とすべきに非ず、

儀軌とすべからざる」ものであり、「悪の軌則というにはあらざる」ものである。[10] そして「非律儀非不律儀」とは「儀軌とすべきこと律儀に同ぜざるを非律儀と名づけ、則とすべからざること不律儀の如くに非ざるを非不律儀と名づく」[11]とされている。後に詳述するが、これらは無表業を起こす因となる業について述べられたものである。

このうち律儀業には別解脱律儀業・静慮律儀業・無漏律儀業の三種があるとされ、これを同じく釈名によって説明すれば、別解脱律儀とは「他を簡ぶるが為の故に、応に別解脱の律儀と言うべし」[12]とされている。すなわち戒には比丘戒・比丘尼戒等の区別があるが、それぞれ防ぐところの悪が異なる。悪業を別々に解脱することから、七衆それぞれの戒をひとまとめにして別解脱律儀と名づけるのであるという。また静慮律儀とは、色界の九地と無色界の八地中において禅定（即ち静慮）に入っている間だけ、心に随転して存在する所謂定共戒の無表であり、無漏律儀は色界の六地と無色界の四地との無漏道において禅定に入っている間だけ、心に随転して存在する所謂道共戒の無表である。これら二つは身表業によって生じた無表でもなく、語表業によって生じた無表でもない。[13] 現流の『義林章』のように意表業に無表業を認めないとすれば、すなわち無表業とは身語二表業と禅定三昧とによって生ずるものであるといえる。（図⑤参照）

【図⑤ 基の業説Ⅲ】

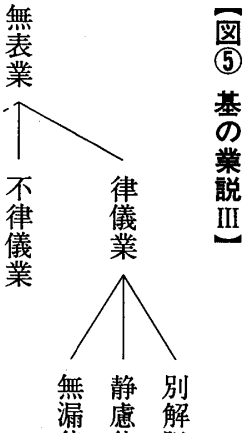

出体門においてこの別解脱律儀業にて発せられる無表業の体を論ずる時、基は『涅槃経』の文を引用して説明する。

又『涅槃』三十四云。往昔、菩提王子作ニ如レ是言一。「若有ニ比丘一護ニ持禁戒一。若発ニ悪心一当レ知是時失ニ比丘戒一。」我時語言。「菩提王子。戒有ニ七種一。従ニ於身・口一有ニ無作色一。以ニ是無作色因縁一故。其心雖レ在ニ悪・無記中一不レ名ニ失戒一。猶名ニ持戒一。以ニ何因縁一名ニ無作色一。非ニ実色因一。不作ニ実色因果一。」我諸弟子。聞ニ是説一已不レ解ニ我意一。唱言「仏説レ有ニ無作色一。」《薩婆多依レ此説レ有ニ実無作色一。》我於ニ余経一説ニ如レ是言一。「戒者即是遮ニ制悪法一。若不レ作レ悪是名ニ持戒一。」我諸弟子。聞ニ是説一已不レ解ニ我意一。唱言「如来決定宣ニ説無ニ無作色一。」《故経部等説レ無ニ無作色一。》（『大正大蔵経』巻四五 三〇一頁上―中）

これは『涅槃経』迦葉菩薩品のうち、迦葉が如来の説教不定のため

に善を断じてしまっている二十一項目について問うたうちの十三番目、「或有説言レ有二無作色一。或有説言レ無二無作色一。」に対する返答の部分である。本文の内《括弧内》は『涅槃経』本文にはない、基の挿入と考えられる部分であるが、すなわち無表色について如来の本意を解さなかった諸弟子が、有部の者であり、また経部の者であると主張していることがわかる。基はこの『涅槃経』の文を出すことにより、有部・経部の無表解釈が誤りであることを証し、自らの無表説の正当性を明らかにしようとするのである。

彼経意言。①由下発二身・語業色一之思。能防中身・語悪戒色上故。熏レ種成二於無作戒色一。②由二此思種防レ悪色用恒相続一故。心雖二設在一悪・無記中一不レ名二失戒一。③此防二悪身・語一思種仮名レ色故不下作二実色因縁種子一生中於現色上。亦非二是実能造・所造色之倶有同類因果一。非二従レ彼生一。不レ生レ彼故。故言レ有二実無作色一者応レ不レ解レ意。④此思種子所生現行。発二身語一故仮名為レ色。遮二於悪法一名レ之為レ戒。若言三都無二無作戒一者。亦不レ解レ意。故知無レ実。有二仮色一者。名為レ解レ意。

（『大正大蔵経』四五　三〇一頁中）

すなわち如来の本意に沿った無表色の解釈とは、①身・語二表業の体である動発勝思は、身・語が悪戒の色を造るのを防ぐ力が最猛であるから種子を熏習して別解脱律儀業の無表色を成ずる。②この動発勝思の熏習した種子には、身・語によって悪色を造るのを防ぐはたらき（用）があるが、このはたらきはつねに相続していくので、心がたとえ悪・無記の中にあったとしても、戒を失うことはない。③この悪の身・語を防ぐ思種に仮に色と名づけて無表色というのである。有部の唱えるような実色ではない。またこの無表色は実色の因となったり果となったりするものでもない。④またこの思は現行して身語という色法を発するので、その功能について仮に色と名づけ、また悪法を遮するから戒と名づけるという。すなわち別解脱律儀業において発せられる無表色は、実には動発思が熏習する種子であり、その所発所防の功能に関して仮に色と名づけられるものであるという。

次に静慮律儀によって生じる無表業の体については、「有漏定と倶なる現行の思の上に欲界の悪戒を防する功能有るを以て体と為す」といい、無漏律儀によって生じる無表業の体については、「無漏道と倶なる現行の思の上に、能く欲界の諸々の犯戒の非を断ずる功能を以て体と為す」という。[14] つまり、これら二つの無表は、現行の思であり、別解脱律儀業によって生じる無表のような思の心所の種子ではないという。更に不律儀業などによって生じる無表業の体については全く述べることがない。

以上のように各論に至っては、基は無表色を「律儀」に関する業にのみついて述べ、その体にいたっては「律儀業」に関してのみ述べる。これは彼が無表業を「律儀」に関する業によってのみ生じる業であると解釈していることの表れであり、また彼の関心が特に「律儀業」によって生じる無表業にあったために他ならない。その

中でもとりわけ別解脱律儀業によって生じる無表業に彼の関心があったことは、「表無表色章」全編において彼の受戒思想が述べられていることにも明らかである。前に身語意三業の表無表色について述べたことに関しても、彼が「表無表色章」にて特に述べたかったことが、別解脱律儀業、即ち受戒儀式によって生じる無表色にあったからであり、受戒の儀式を修めた後の比丘を比丘たらしめる所以を無表色に求めたからであろう。つまり前に述べた身語意三業の表無表業論は、この別解脱律儀業に限って述べられたものであり、一般的な業について述べたものではないといえる。また前に述べた意の無表業の有無についての問題は、受戒の作法という外面的な形式（即ち身・語の表業）を重んずるという考え方によって、意に無表業ありという結論には至らなかったものとみられる。

このような別解脱律儀業重視の態度は、非律儀非不律儀業に無表色を認めるか否かという問題を提出していることによっても知られる。すなわち以下のように基はこれに有という説と無という説の二説を挙げている。

①処中業にも無表業はあるという説

無表色中略有二三類一。一律儀業。二不律儀業。三非律儀非不律儀業。『対法』第八説。「（中略）非律儀非不律儀業者。謂彼所有善・不善業。若布施等。若歐撃等。律儀・不律儀所レ不レ摂業。皆此所収。」（『大正大蔵経』四五　二九九頁下）

すなわち、無表色中には律儀業・不律儀業・非律儀非不律儀業の三類の業の無表があるという。『阿毘達磨雑集論』巻八によれば、非律儀非不律儀業とは、律儀にも不律儀にも摂せられない、布施やまた歐撃などの善不善が収められるという。これについては『決択』五十三、『瑜伽師地論』五十四の文を引いて、この説の正当性を強調している。また『阿毘達磨倶舎論』十四の「無表二。律儀。不律儀。非二。」とある文を引いて、非律儀非不律儀の処中業においても無表があることを証している。

②処中業には表業のみであり、無表業を発することはないという説

有義処中唯有二表業一。要上品思。熏レ種勢勝方有二無表一。

（『大正大蔵経』四五　三〇〇頁上）

処中業の思は善業・悪業の思に比べれば中品・下品である。ただ上品の思の所熏種子は、その勢が強勝であることによって、無表を発するのであり、種子を熏ずるとはいっても、その勢が微少である中品思・下品思が無表を発するわけはないというのである。

また『顕揚聖教論』一・『瑜伽師地論』五十四には「法処色有二。一律儀。二不律儀。三定自在。」とあって、非律儀非不律儀には無表を説いていないとし、また大乗の論疏には処中業が有る、とは説かれているが、処中業に無表があるとは説かれていないので、処中業は表のみであって無表はない、という。

この後師の説に対する初師の反論は以下のようになされる。

若依二初義一。①何妨下処中作レ誡励レ意而有中上思上。律儀

容容而有中思。何容熏種猛利義同。成於無表簡処中業。②若以律儀及非律儀必具支故。思種熏勝得有無表。処中不然。即応百行非是律儀。亦有全分一分等故。許近事戒有小受故。③諸処雖説法処無表但有二類。其処中業。性亦唯摂属於彼。即此二収更不別説。体非無也。（『大正大蔵経』四五　三〇〇頁上）

すなわち①処中業であるとはいっても、悲涕猛励の上品の思もあるし、律儀の善業であるとはいっても寛緩容容の中品の思もある。その中品の律儀業と上品の処中業とは、種子を熏ずること増猛であることに違いはないのに、それにも関わらず処中だけが無表を発しないということがあろうか。②律儀も不律儀も、身口の七支を具えたもののみが、その動発勝思が種子を熏じるちからが最猛であるから無表を発する。処中業はそうではないというのであれば百行律儀は律儀でないということになってしまう。律儀には全分を受けるものや一分を受けるものなどがあり、また在家戒のうち小分を受けるというのも許されている。律儀であっても全分を受けないのであればこれは処中業である。この処中業に無表が無いとするならば、百行は律儀でないことになってしまうし、在家戒は、戒でなくなってしまう。③諸処に法処所摂色に律儀・不律儀の二類についてのみ説かれていて、処中を説かないのは、処中業の性類もまた善性と不善性の二つに分けられるからである。つまり善の処中業の無表は律儀無表の種類に所摂され、また悪の処中業の無表は不律儀無表の種類に所摂されるのであって、処中業の無表の体がないというわけではないのである。このようなことから、処中業にもやはり無表はあるとするのである。

後師はまた初師に対して次のように反論する。

若依後義。此亦不然。一切処中望律儀等。思皆下品。非処中業可有無表。（『大正大蔵経』四五　三〇〇頁上）

いくら処中業うちの上品の思であっても、律儀業に比べればすべて下品の思であるから、処中業が無表を発することはないというのである。

以上二師の説のうち、基は「二説中に於いて既に顕文無し。亦た任に取捨せよ。[15]」といって正義を明らかにしていない。

ここで問題とされているのは、悲涕猛励の上品の思によって引き起こされた身語二表業が、律儀業でも不律儀業でもない行為によってなされた場合、それらの表業が無表業を発するか否かというものである。無表業というものは本来業の余勢であるのだから、その行為が律儀業であろうがなかろうが関係なく、自然に無表業は発せられるはずである。基が本来的な意味によって無表業というものをとらえていれば、非律儀非不律儀業が無表業を発するか否かという問いは起こってくるはずもない。以上のように基が非律儀非不律儀業の無表業についても明らかとしていないのは、彼が無表業というものを単に身語意三業の業の余韻として広く解釈するのではなく、特に受戒儀式を通して発するものに限って解釈した結果であろうと思

われる。非律儀非不律儀業が無表業を発しようが発しまいが、受戒に関係ないものについて特に正義を立てる必要もなかったのである。

結

以上、『義林章』「表無表色章」に見られる基の表色・無表色解釈をみてきた。それらは、有部と経部の業説を外面的形式的には折衷して形成されたものであるといえる。

しかしもちろんその内容は、瑜伽系論書にみられる唯識思想を礎として形成されている。彼は表業の本体は思であるとした上で、『成業論』に示される三思のうちの審慮思・決定思を意表業の体とし、動発思を身語二表業の体とした。このうち身語二表業は色を発することから仮に色であるとされる。また身語二表業は無表業を発し得るが、意表業が無表業を発するか否かについては、発し得ないといい、また正義を明らかにしないという立場をとる。この無表色は律儀業（別解脱律儀業・静慮律儀業・無漏律儀業）と不律儀業（及び非律儀非不律儀業）によって発せられる。このうち別解脱律儀業（即ち受戒の作法）を因として身語二表業から発せられる無表業の体は、動発勝思（身語二表業）が熏ずる思の心所の種子であり、その所防所発の功能によって仮に色の名を名づけられるものであるとされる。また静慮律儀業・無漏律儀業を因として発せられる無表業の体は現行の思であるとする。

このような基の無表色の理解は、全ての行為が生じる「業の余勢」という汎用的なものに即して述べられたものではない。彼の主眼は身語二業を表す受戒作法によって発せられる、防非止悪の功能を持つ所謂戒体としての無表色にあり、「表無表色章」は、この戒体思想を中心として、自身の受戒思想を述べたものであるといえる。

さて叡尊（一二〇一―一二九〇）の『関東往還記』紙背に書かれた「表無表章血脈相承次第」によれば、南都の「表無表色章」研究は中川実範（?―一一四四）に始まり、蔵俊（一一〇四―一一八〇）、覚憲（一一三一―一二一二）、貞慶（一一五五―一二一三）、覚真（一一六九―一二三三）・戒如（一二一三―一二三九）、覚盛（一一九四―一二四九）、叡尊（一二〇一―一二九〇）と次第する。[16] このうち貞慶は、凝然（一二四〇―一三二一）の『円照上人行状』上に「笠置貞慶上人起ニ興律願一、普命門人令レ講ニ学之一」（『続々群書類従』第三・史伝部 四七九頁上）、「興福寺立ニ常喜院一、寄ニ進料庄一、興ニ行律法一、是覚心大徳所ニ造立一也」（同上 四七九頁下）とあるように、覚真（覚心）の力を借りて興福寺内に常喜院を建立し、戒律の復興に努めたことが知られる。そしてその常喜院の系譜もまた、貞慶より覚真・戒如、覚盛・叡尊と連なるものであることが同じく『円照上人行状』によって知られるのである。[17]

前の「表無表色章」研究の系譜と常喜院の系譜とが一致することは、基の戒体としての無表色解釈が南都においても継承され、南都の学匠が業論としてこれを研究するのではなく、受戒儀式によって得られる比丘性の根拠として研究したという事実の一端であろう。

また彼らの研究態度は、基が未解決とした意の無表業、非律義非不律儀の無表業などの問題について、それぞれに異議論義を重ね、これを解決しようとしたものであることは、『成唯識論同学鈔』を開けば「表無表」についての論義が八題みられ[18]、また基弁『大乗法苑義林章獅子吼章』をひらけば意の無表業などについて彼らの様々の意見が並べられていることに明らかである。

印度唯識において諸論に散説された無表色の思想は、基によって戒体として体系づけられ、また日本においてこれを補完せんとして発展したといえるであろう。

註

① 元来無表業に行為の持続というものを認めるか否かについては、無表業に行為の持続という功能を認める学説（村上専精・斉藤唯信・隅部慈明・古沢文龍・舟橋水哉・深浦正文）と、無表業にはこのような功能はないとする学説（梶川乾堂・高木俊一・萩原雲来・加藤精神）とがあり、ことに荻原雲来・加藤精神両氏によって、無表業は果報を招くまで続くものではないというところに至った。しかし舟橋一哉氏は、荻原説を認めながらも、業の余勢として果報を認めるものは無表業のみではないが、無表業は果報を招くとしている。しかし一方で河村孝照氏は、無表は一般論よりする単なる業の余勢ではなくて、無表を生ぜしめる勝縁となる善・不善の身語二業によって得られた律儀・不律儀・非律儀非不律儀を身内に持するはたらきをいったものであるとして、無表業を戒であると述べている。（舟橋一哉『業の研究』（法蔵館　一九五四）、加藤精神「有部の無表色に対する近代学者の誤解を匡す」（『印度学仏教学研究』一―二　一九五三）、河村孝照「倶舎論における無表色に関する一考察」（『印度学仏教学研究』一一―二　一九六三）参照。）

② 『成唯識論』における表・無表色説批判については、渡辺隆生「唯識説における律儀無表観の背景」（中村瑞隆博士古稀記念論集『仏教学論集』春秋社　一九八五）を参照のこと。

③ 結城令聞「相宗無表色史論」（『常盤博士還暦記念仏教論叢』一九三三）五六七～五七一頁

④ 『大乗成業論』（『大正大蔵経』巻三一　七八五頁下）「思有三種。一審慮思。二決定思。三動發思。若思能動身即説為身業。」

『瑜伽師地論』巻五四（『大正大蔵経』巻三〇　六〇〇頁上）「問眼耳所行善不善色。彼何因縁成善等性非餘色耶。答若略説由軟中上品三種思差別故。一加行思。二決定思。三等起思。由此能起若善不善身語表業。當知上品思為依止故能發善不善業」

⑤ 『阿毘達磨倶舎論』（『大正大蔵経』巻二九　六八頁下）「若爾何故契経中説有二種業。一者思業。二思已業。此二何異。謂前加行起思惟思。我當應為如是如是所應作事名為思業。既思惟已起作事思。隨前所思作所作事。動身發語名思已業。（中略）審決勝思動發勝思所引生故。設許有表。」

⑥ 『大乗成業論』（『大正大蔵経』巻三一　七八六頁上）「即前所説三種思中。初二種思名為思業。第三一思名思已業。」

⑦ 舟橋一哉『業の研究』（法蔵館　一九五四）四九頁以降参照

⑧ 結城令聞「相宗無表色史論」（『常盤博士還暦記念仏教論叢』一九三三）

⑨ 大乗法苑義林章（『大正大蔵経』巻四五）三〇〇頁下

⑩ 大乗法苑義林章（『大正大蔵経』巻四五）三〇〇頁下

⑪ 大乗法苑義林章（『大正大蔵経』巻四五）三〇〇頁下

⑫ 大乗法苑義林章（『大正大蔵経』巻四五）三〇〇頁中

⑬ 大乗法苑義林章（『大正大蔵経』巻四五）三〇〇頁中―下、また同じく三一三頁上―中

⑭ 大乗法苑義林章（『大正大蔵経』巻四五）三〇一頁中

⑮ 大乗法苑義林章（『大正大蔵経』巻四五）三〇〇頁上

⑯『西大寺叡尊伝記集成』（法蔵館　一九七七）一〇〇～一〇二頁
⑰『円照上人行状』上（『続々群書類従』第三・史伝部）四七九頁上
⑱『大正大蔵経』巻六六　一二三頁中―一二六頁下